

静岡県企業局水道事業

水道用次亜塩素酸ナトリウム 購入仕様書

本仕様書は、静岡県企業局水道事業における水道水の消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウムについて、静岡県企業局がこれを購入するに当たり必要な一般事項を示すものである。

1. 品名 水道用次亜塩素酸ナトリウム

2. 規格

- (1) 日本水道協会規格 (JWWA K120 : 2008 - 2) に適合するもの。
- (2) JWWA K120 : 2008 - 2 に定める「品質特級」以上のもの。

表一品質

項目	単位	品質
有効塩素	%	12.0 以上
外観		淡黄色の透明な液体
塩素酸	mg/kg	2,000 以下
臭素酸	mg/kg	10 以下
遊離アルカリ	%	2 以下
比重 (20℃)		1.16 以下
塩化ナトリウム	%	2.0 以下

3. 購入予定量

水道名	購入予定量
駿豆水道	49 t
榛南水道	27 t
遠州水道 (寺谷)	304 t
〃 (於呂)	102 t
〃 (都田)	278 t
遠州水道 合計	684 t
計 (10t 丸め)	760 t

注) 取水量及び原水濁度の状況により、変動が生ずる。

4. 納入場所

水道名	浄水場名	住所
駿豆水道	中島浄水場	三島市中島 143
榛南水道	榛南浄水場	榛原郡吉田町川尻 4036 の 2
遠州水道 (寺谷)	寺谷浄水場	磐田市寺谷 2258
〃 (於呂)	於呂浄水場	浜松市浜北区於呂 3358
〃 (都田)	都田浄水場	浜松市北区都田町 9436

5. 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

6. 支払方法

納入量は毎月末日をもって締切り、代金は契約書第 12 条の規定により処理する。

7. 品質検査

納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムの品質検査は次のとおり。

(1) 試験成績の提出

契約業者（以下「乙」という。）は契約締結後すみやかに、静岡県企業局（以下「甲」という。）に対して、製造業者が製造する水道用次亜塩素酸ナトリウムが厚生労働省令「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第 1 に掲げる項目について、適合することを証明する計量事業所の分析結果書（最大注入率 100mg/L）を提出するものとする（契約日の直近 1 年以内に採取した試料によること）。

試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省健康局水道課通知 以下「ガイドライン」という）及び「水道用薬品の評価試験方法」（日本水道協会 JWVA Z109：2010）に基づき行うものとする。この成績表には分析機関名を明記するものとする。

なお、日本水道協会等の認証機関による上記最大注入率以上の品質認証を受けた薬品については省略することができる。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を提出するものとし、認証登録の更新をした場合又は、製造工程の変更等が生じた場合には新たな認証登録を証明する書類を提出すること。

(2) 臨時の検査

乙は、甲が独自に行う検査に必要な試料の採取について納入時等に指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

8. その他

- (1) 事務所長の納入請求により、指定された日時に指定された場所へ納入するものとする。乙は甲からの納入請求を遅延なく確実に履行できるよう薬品を確保すること。納入は職員の立会い・指示に従い、各浄水施設（受入れ口等）に適合した方法で納入すること。
- (2) タンクローリー車から直接貯蔵タンクへ納入するものとする。

薬品貯蔵タンク容量

浄水場名	容量	予定搬入量（1回当り）
中島浄水場	6.5 m ³ ×2基	2～4.5 t
榛南浄水場	5.3 m ³ ×各1基	1.5～3.5 t
寺谷浄水場	25 m ³ ×3基	10 t
〃	15 m ³ ×2基	8～10 t
於呂浄水場	10 m ³ ×3基	7～8 t
都田浄水場	18 m ³ ×2基	10 t

- (3) 納入の都度、計量所が発行する計量証明書及び成分分析表を提出すること。成分分析は、JWWA K120：2008 - 2の規格項目を行うこと。
- (4) 納入時は必ず事務所長の命ずる職員立会いのもとに納入し、納入量は双方の確認によるものとする。また、計量証明書及び成分分析書に疑義が生じたときは、事務所長の命ずる職員立会いのうえ再検査、計量させることがある。なお、証明費用は乙の負担とする。
- (5) 契約締結後、営業日、安全データシート（SDS）並びに納入の際に使用するタンクローリーの車番及び搭乗者名を各浄水場あてに報告すること。
- (6) 薬品納入に使用するタンクローリーは、次亜塩素酸ナトリウム専用容器を搭載した車両とすること。
- (7) 甲は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、乙は緊急連絡先を各浄水場に提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。
- (8) 納入時、漏液等の事故が発生した場合、速やかに対処し、被害の拡大がないように処置すること。
- (9) その他、この仕様書に疑義がある場合及び定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。